

<個別信用購入あっせん契約約款>

(契約約款の適用及び契約内容等)

第1条 KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、この個別信用購入あっせん契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより購入者と個別信用購入あっせんに係る契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

2 本契約は、購入者が個別信用購入あっせん契約申込書(以下「本申込書」といいます。)記載の販売店(以下「販売店」といいます。)との間で締結する売買契約に基づき購入する本申込書記載の携帯電話機、その付属品及びその他の商品(いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下「商品」といいます。)の現金販売価格の合計額から頭金を除いた額(以下「分割支払金」といいます。)を、当社が購入者に代わって販売店に立替払いすることについて購入者から受託することをその内容とします。

3 当社は、民法の定めに従い、本約款を変更することがあります。この場合、本契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。なお、当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(契約の申込みをすることができる条件)

第2条 本契約の申込みは、商品を当社指定の販売店において購入する場合に限り、行うことができます。

(契約の申込み方法及び承諾等)

第3条 購入者は、本契約の申込みをするときには、当社所定の事項について記載した本申込書を販売店に提出していただきます。

2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 当社は、次の場合には本契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) その申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る本契約等(その申込みをした者と当社との間で締結する本契約及び個品割賦販売契約並びに沖縄セルラー電話株式会社(以下「OCT」といい、当社と合わせて「当社等」といいます。)との間で締結する個別信用購入あっせん契約及び個

品割賦販売契約であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)の総数が当社が定める基準を超えるとき。

- (3) その申込みをした者が当社等の提供する別のサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 当社等の業務遂行上支障があるとき。
- (5) その他当社が不相当と判断したとき。

(分割払いの方式の選択)

第3条の2 前条に定める他、購入者は、本契約の申込みに当たり、本申込書において、第2項で定めるいずれかの分割払いの方式を選択していただきます。

2 分割払いの方式は、以下の各号に定めるものとします。

(1) 残価設定方式

商品の残価を設定した上で、当該商品の販売価格から残価を差し引いた金額及び手数料について、最終回までの分割支払いを行い、最終回に残価を支払う方式であって、当社が別に定めるもの

(2) 定額方式

(1) 以外のもの

3 購入者は、前項第1号に定める方式を選択する場合、以下の各号に定める事項をあらかじめ承諾いただきます。

- (1) 当社の「スマホトクするプログラム規約」が適用されること
- (2) 本申込書で定めた最終の分割支払金について、「スマホトクするプログラム規約」に基づき支払期間が延長された場合、当社が、「個別信用購入あっせん等クレジット取引に関する個人情報の取扱規約」第2条に基づき加入信用情報機関に対して登録する支払回数について、延長後の支払回数を登録するものとし、早期完済等により分割支払金の支払いが完了したときは、その登録した情報を更新すること。

(契約の成立時点)

第4条 本契約は、当社が購入者からの本契約の申込みを承諾し、販売店に通知したときをもって成立するものとします。承諾しない場合もその旨販売店に通知されるものとします。この場合、販売店から購入者にその旨が通知されるものとします。

2 購入者と販売店との間の商品の売買契約(以下「売買契約」といいます。)は、その申込みがあった後、販売店が購入者に代わって当社に本契約の申込みをしたときに成立するものとしますが、その効力は本契約が成立したときから発生します。また本契約が不成立となった場合には、売買契約も本契約の申込

時に遡って成立しなかったものとします。

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第 5 条 商品は、本契約成立後本申込書記載の時期に販売店から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が販売店から購入者に移転するものとします。

(分割支払金の支払方法)

第 6 条 購入者は、分割支払金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、本申込書記載の支払方法により、当社（第 16 条第 1 項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその会社）に支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第 7 条 購入者であって当社等の au(LTE) 通信サービス契約約款、au(5G) 通信サービス契約約款、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社等の携帯電話サービスに係る契約約款（以下あわせて「携帯電話約款」といいます。）に基づき、当社が別に定める種類のサービス（以下「指定サービス」といいます。）に係る契約を締結している者（以下「携帯電話契約者である購入者」といいます。）は、本契約に基づく債務の完済までに、携帯電話契約者である購入者の指定サービスの契約者回線（携帯電話機の購入に係る本契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「指定携帯電話回線」といいます。）に係る契約が解除された場合又は指定携帯電話回線に係る指定サービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2 当社等は、携帯電話契約者である購入者が指定携帯電話回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であっても本契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定携帯電話回線に係る契約を解除するものとします。この場合において、当社等は、あらかじめ当該携帯電話契約者である購入者にそのことを通知します。

(届出事項の変更)

第 8 条 購入者は、当社に届け出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

2 購入者は、前項の住所の届出がないために、当社からの通知又は送付書類等

が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべきときに到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

(契約上の地位の譲渡等)

第9条 購入者は、本契約に係る契約上の地位を譲渡することはできないものとします。

2 前項の規定に関わらず、携帯電話契約者である購入者が、携帯電話約款に基づき指定携帯電話回線に係る指定サービスの利用権の譲渡の承認を請求する場合の取扱いは、次の各号のとおりとします。

(1) 利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者の関係が当社が別に定める基準に適合する場合であって、所定の条件を満たすときは、当社の承諾を受けることを条件に、本契約に係る契約上の地位の譲渡を請求することができます。

(2) 前号以外の場合、あらかじめ分割支払金の残金全額を一括して弁済するために必要な手続きを行うものとします。

3 前2項の定めは、相続又は法人の合併により本契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、本契約に係る契約上の地位の譲渡を受ける者が、その本契約に係る商品を営業のために若しくは営業として用いる場合、当社の承諾を受けることを条件に、本契約に係る契約上の地位の譲渡を請求することができます。

5 第2項又は前項の規定により、本契約に係る契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面を、当社所定の契約事務を行う取扱所に提出していただきます。

6 当社は、第3条第3項各号（第1号乃至第3号については、「その申込みをした者」を「本契約に係る契約上の地位の譲渡を受ける者」に読み替えます。）に該当する場合、前項の請求を承諾しないことがあります。

(期限の利益の喪失)

第10条 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社（第16条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその会社）から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにも関わらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停

止したとき。

- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) 売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で購入者が分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第16条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその会社）の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

（遅延損害金）

- 第11条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。
- 2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金の合計の残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

（手数料の負担等）

- 第12条 購入者は、分割支払金の支払いに関する手数料を負担するものとします。なお、当該手数料の金額及びその負担の方法は、携帯電話約款に係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

（見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

- 第13条 購入者は見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかになったときは、速やかに購入者は販売店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は購入者は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

（支払停止の抗弁）

- 第14条 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの

間、当該事由の存する商品について、当社に対する支払いを停止することができるものとします。

- (1) 商品の引渡しが行なわれないこと。
 - (2) 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
 - (3) その他商品の販売について、販売店に対して生じている事由があること。
- 2 当社は、購入者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
 - 3 購入者は前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
 - 4 購入者は第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料を当社に提出するよう努めるものとします。また当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、購入者はその調査に協力するものとします。
 - 5 第1項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) 売買契約が購入者の営業のために又は営業として締結されるものであるとき。
 - (2) 本申込書記載の支払総額が4万円に満たないとき。
 - (3) 購入者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
 - (4) 第1項各号の事由が購入者の責に帰すべきとき。

(合意管轄裁判所)

第15条 購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、購入者の住所地、購入地又は契約地、及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(債権の譲渡)

第16条 当社は、購入者に対する本契約に基づく債権をOCT又はその他第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社が購入者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。なお、購入者の個人情報については、当社の「個別信用購入あっせん等クレジット取引に関する個人情報の取扱規約」及び「プライバシーポリシー」に定めるとおり取り扱います。

- 2 前項の場合において、譲渡先がOCTの場合には、当社は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第17条 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 購入者が第1項各号のいずれかに該当すること若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又はこれらに関する必要な調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであつて、本契約を締結すること、又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、購入者との契約の締結を拒絶し、又はその契約を催告なしに解除することができるものとします。本契約が解除された場合、購入者は、本契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 4 前項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、購入者は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、購入者に損害等が生じた場合にも、購入者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

※個別信用購入あっせん等クレジット取引に関する個人情報の取扱規約については、令和7年2月14日の改定はありません。